

Ⅱ てい提 げん言

かわさきしちょう ふくだ のりひこ さま
川崎市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
い いん ちよう べれーら らひる さんけーた
委員長 ペレーラ ラヒル サンケータ
ふくいんちよう り かんかん
副委員長 李 歆歆

だい きかわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ていげん
第14期川崎市外国人市民代表者会議の提言について

だい きかわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんかん ちようさしんぎ もと さんぜん さんご
第14期川崎市外国人市民代表者会議は、2年間にわたる調査審議に基づき、「産前・産後
しえん かいごほけん にほんごがくしゅう みつ てーま ていげん
支援」「介護保険」「日本語学習」の3つのテーマについて提言をまとめました。

わたし だいひょうしゃ あんしんせいかつぶかい じょうほう しゃかいぶかい わ さまざま もんだい しんぎ
私たちが代表者は、安心生活部会と情報・社会部会に分かれて様々な問題について審議を
おこな ないよう ぜんたいかい かくにん おーぶんかいぎ せんもんか はなし き
行い、その内容を全体会で確認してきました。また、オープン会議で専門家の話を聞いた
り、参加者から多くの意見をいただいたりしながら審議を深め、今回の提言となりました。

あんしんせいかつぶかい ていげん さんぜん さんごしえん がいこくじんしみん あんしん
安心生活部会が提言としてまとめた「産前・産後支援」については、外国人市民が安心して
さんぜん さんご きかん す たげんご にほんご しえん じゅうじつ
て産前・産後の期間を過ごせるよう、多言語と〈やさしい日本語〉による支援の充実という
かんてん ていげん
観点から、提言をまとめました。

じょうほう しゃかいぶかい ていげん かいごほけん がいこくじんしみん あんしん かいご
情報・社会部会が提言としてまとめた「介護保険」については、外国人市民が安心して介護
ほけんせいど りよう さーびす う じぎょうしゃ けいはつ がいこくじんしみん
保険制度を利用し、サービスを受けることができるよう、事業者への啓発と外国人市民への
せいど しゅうち かんてん にほんごがくしゅう がいこくじんしみん たよう にほんごがくしゅう
制度の周知という観点から、また「日本語学習」については、外国人市民の多様な日本語学習
に ーず たいおう たいせい かんきょうせいび すいしん かんてん ていげん
のニーズに対応するための体制および環境整備の推進という観点から、提言をまとめました。

しちょう かんけいきかん みなさま ていげん しゅし りかい しせい
市長をはじめ関係機関の皆様には、それぞれの提言の趣旨についてご理解いただき、市政に
はんえい ねが
反映してまいりますようお願いいたします。

わたし だい きだいひょうしゃ こんご しせい みまも がいこくじんしみん みずか ちから はつき ちいき
私たちが第14期代表者も今後の市政を見守りつつ、外国人市民が自らの力を発揮し地域
しゃかい こうけん せつきよくてき ちいき かつどう と く
社会に貢献できるように、これからも積極的に地域での活動に取り組んでいきます。

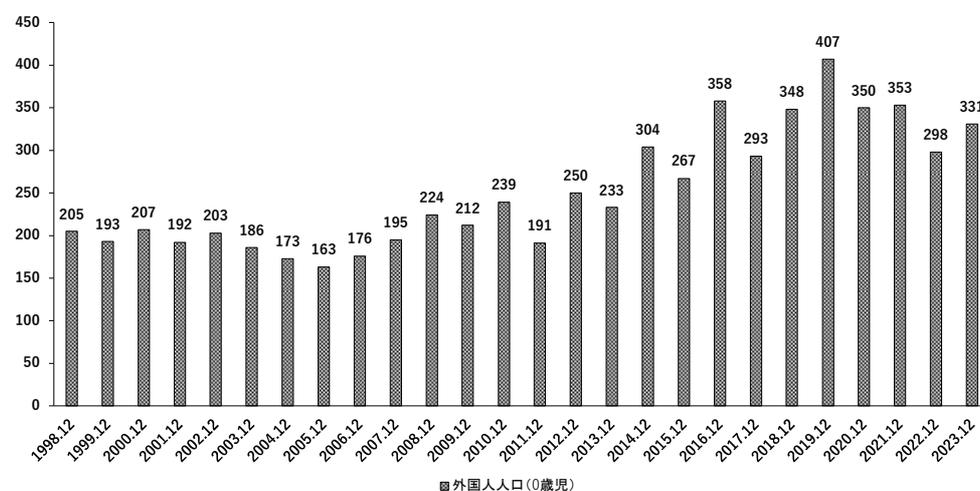
【1】外国人市民が安心して産前・産後の期間を過ごせるよう、多言語やくやさしい日本語による支援の充実を図る。

- 1 代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語で作成した、産前・産後支援に関するリーフレットを活用する。
- 2 産前・産後支援に関する情報のくやさしい日本語化を推進する。
- 3 各区が作成している子育てガイドブックの外国人向けページに、産前・産後支援に関する情報を掲載する。
- 4 多文化医療サービス研究会が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」を広報・周知する。

【背景・理由】

近年、外国人住民人口は増加しており、2023年12月末日時点で50,794人の外国人市民が川崎市に在住しています。そのうち、外国籍の0歳の子どもは2000年代には200人前後で推移していましたが、2010年代半ば以降は300人を超えるようになっており、両親ともに外国籍の世帯は増加傾向にあることがわかります。実際に、私たちの中にも日本で出産を経験し、子育てをしているメンバーがいます。そうした経験を活かしたいと思い、私たちは産前・産後支援に着目して調査審議を進めてきました。

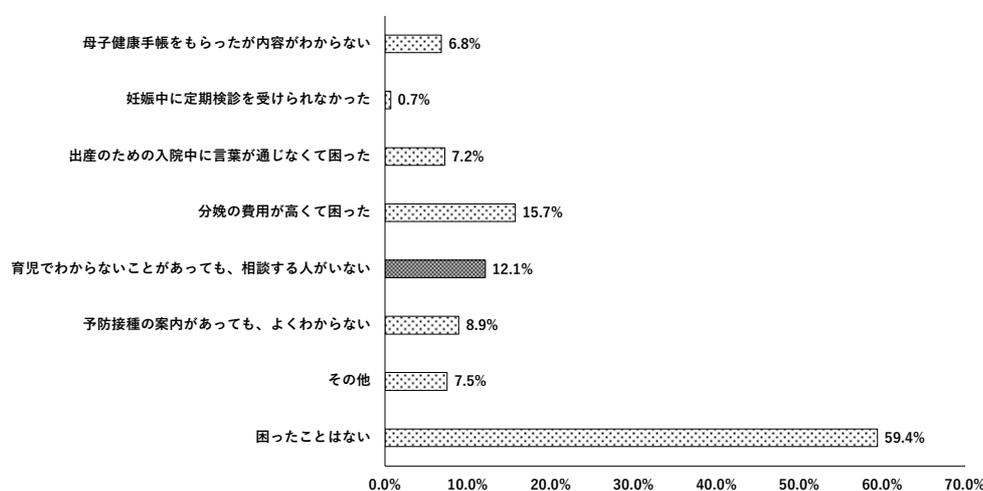
0歳の外国人住民人口の推移（1998年～2023年：各年12月末日現在）



出所：川崎市統計情報

川崎市が5年に一度実施している「川崎市外国人市民意識実態調査」(以下、調査という。)で出産・育児で困った経験をたずねたところ、59.4%と約6割は「困ったことはない」との回答でした。しかしながら今回、私たちは「育児でわからないことがあっても、相談する人がいない」と答えた人が12.1%いたことに注目しました。出産・育児では、誰もまわりのサポートが必要不可欠です。とくに異国でその経験をする外国人市民にとっては、わからないことを相談できたり、頼れる存在がいたりすることは何よりも心強く感じます。

出産・育児で困った経験 (MA: 主なもの3つまで選択、N=414)



出所：川崎市外国人市民意識実態調査 (2019)

2017年8月に厚生労働省が策定した「産前・産後サポート事業産後ケア事業ガイドライン」には、妊娠・出産・子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域で様々な関係機関や人が支援し、孤立を防ぐことが重要であると述べられています。川崎市には産後支援制度や両親学級、そして地域とのつながりをつくることのできる子育て支援センターや子育てひろばなど、子育てを応援する体制が豊富に整っている印象を受けました。しかし、外国人市民の中には母国にそのような公的なサポートがないため、自分が親になったときにそうした支援制度や情報があることに気づけない人もいます。そうした人たちも含めて、より多くの外国人市民が市の制度や施設を利用できるようにするためには、多言語や

〈やさしい日本語〉¹での情報発信を進めることが重要だと考えます。

たとえば産後ケア事業は2015年に宿泊型と訪問型から始まりましたが、2018年に日帰り型も追加され、それ以降も利用料の一部減額や対象者を拡大するなど年々事業も拡充しています。このことは、外国人市民に限らず産前・産後ケアへの需要や関心が高まってきていることのあらわれではないかと考えます。そうした中で、私たちは川崎市が外国につながる母子や家族にとっても、安心して産前・産後の期間を過ごせるまちであってほしいと思っています。

以上から、私たちは次のことを市長に提言します。

1 リーフレットの活用

今回、私たちは外国人市民に産前・産後支援に関する情報を届けるために自分たちで多言語のリーフレットを作成することにしました。これは代表者会議が設立当初から大切にしてきた3つのキーワードの1つである「要求から参加へ」を意識したものです。このキーワードには、市に対して要求するだけでなく、代表者も積極的に市政参加・社会参加していこう、という意味が込められています。

先に述べたように、両親ともに外国籍の世帯は増加傾向にあります。なかには情報を十分に得られず利用できるはずの制度を知らない、利用できない外国人市民もいるかと思っています。支援を必要とするならば自ら調べて情報収集する姿勢も必要だと思います。しかしながら、産前・産後の期間は心身ともに余裕がなく、そうしたくてもなかなかできないものです。そうした時に、情報が1つに集約されている資料があればとても便利なのではないかと考え、リーフレットを作成することにしました。

リーフレットでは、産前・産後に役立つ情報をまとめています。内容としては、両親学級や産前・産後の支援制度、子育てガイドブックなどの川崎市の情報、公益財団法人かながわ国際交流財団が作成している出産・育児に関する子育てチャートや赤ちゃんが生まれた時の手続きなどを紹介しています。また、活用していただく職員の方などにも

¹ 普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすい日本語のことで、子どもや高齢者、障害のある人にも有効とされている。〈やさしい〉には、〈易しい(簡単)〉と〈優しい(相手を思いやる)〉という2つの意味が込められている。

リーフレットの内容が分かるように、日本語と外国語を併記しました。私たちが作成したリーフレットを見て、少しでも多くの外国人市民が産前・産後の支援制度や情報を知り、活用するようになってほしいと思っています。制度等を利用する中でいろいろな人と関わり地域とのつながりを持つことは、よりよい子育てにつながると思います。そのためにも母子健康手帳の交付時はもちろんですが、サービスの提供事業者や助産院、医療機関等でも幅広く活用していただきたいです。また、窓口等でリーフレットを提供する際には、できるだけ多くの外国につながるのある方の手に渡るよう配慮いただけると嬉しいです。

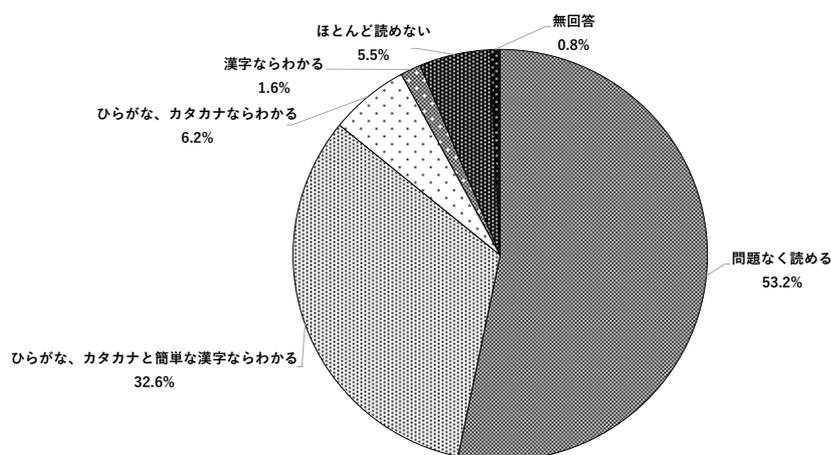
2 情報の〈やさしい日本語〉化

区役所では、母子健康手帳の交付時に面談を行っています。実際に経験したことがある代表者によると、職員の方は資料をもとにわかりやすく、丁寧に手続きや制度の説明をしてくれたそうです。また、資料の中には一部多言語化されたものもありますが、基本的には日本語のものが多かったそうです。

外国人市民にとってはすべての情報に母語でアクセスできることが望ましいですが、2023年12月末日時点での出身の国籍・地域の数 は145に上り、すべての人の母語に対応することは現実的に困難です。来日理由も多様化しており、日本語レベルもさまざまですが、調査からは外国人市民の92.0%と約9割が「簡単な日本語ならわかる」ということがわかっていますので、〈やさしい日本語〉の資料があることで助けとなる人は多いだろうと思います。

具体的には「産後ケア事業」、「産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業」をはじめとする産後支援制度の情報や、出産・育児についての学びの場である「両親学級」の情報について、〈やさしい日本語〉版のチラシを作成いただきたいです。もちろん、この3つに限らずその他の情報についても積極的な〈やさしい日本語〉化の促進を願います。市では、「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を策定していますので、そのポイントを踏まえ取組を進めていただけるとよいと思います。

がいこくじんしみん にほんごのうりよく
外国人市民の日本語能力 <読む・わかる> (N=1,064)



しゅつじょ かわさきしがいこくじんしみんいしきじつたいちようさ
出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

3 各区子育てガイドブック外国人向けページへの情報の掲載

川崎市には、市の子育てガイドブックのほかに各区の子育て情報をまとめた区独自のガイドブックがあります。各区の子育てガイドブックの多言語化については2015年度に提言し、今年度すべての区で取組状況は「A」となりました。私たちの提言を尊重し、多言語化を推進していただき感謝しています。しかし、私たちは調査審議を進める中ですべてのガイドブックを確認したところ、ガイドブック全体としては情報が豊富で充実している一方で、残念ながら、外国人向けページに産前・産後に利用できる事業が掲載されている区はありませんでした。

ガイドブックは、妊娠届の提出後、母子健康手帳などたくさんの資料とあわせて提供されるものだと聞きました。日本人の方も同様だと思いますが、さまざまな資料を一度に受け取るので、すべてをすぐに読み切れるものではありません。あとから資料を確認する際に、ガイドブックの外国人向けページに掲載されていることで外国人市民が情報にアクセスしやすくなり、公的支援を必要とする方の制度利用につながると考えます。

具体的には「産後ケア事業」や「産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業」「両親学級」について外国人向けページに掲載していただきたいです。今回は制度の周知を目的にしていますので、まずは概要を掲載するところから始めていただき、いずれは掲載内容が増えたり多言語化が進み複数言語に翻訳されたりするなど、外国人向けページのさらなる充実

ねが
を願っています。

4 「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」の広報・周知

最後に、多文化医療サービス研究会（RASC: Researching and Supporting Multi-Cultural Healthcare Services）²では、日本で出産や育児をする外国人女性やその家族、またそれをサポートする関係者らに向けて「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」³という冊子を作成しています。「日本の出産について」や「社会資源について」など日本の制度や手続きのことから、妊娠中の病気のことやよく使うことば集など、出産や育児に関する幅広い情報が掲載されており、産前から産後まで長期間にわたって活用できるものだと思います。また、資料は英語や中国語、タガログ語といった主要な言語から、近年川崎市でも増加傾向にあるベトナム語、ネパール語、インドネシア語など、計18言語に翻訳されています。さらに日本語対訳となっているので、医療機関や区役所の職員などとも指差し確認をしながら読むことができる、非常に便利なものになっています。実際に、神奈川県内や東京都内の自治体、医療施設などでも使用されています。

私たちが作成した産前・産後支援に関するリーフレットの中でもこの冊子を紹介しています。リーフレットを渡す際に案内をするなどして広報・周知していただきたいと思っています。日常生活の日本語には不便がない外国人市民でも、とくに、産前・産後の期間に母語で情報を得られることは大変心強いです。ぜひ、外国人市民やサポートする方々が活用できるよう、さまざまな場所で広報・周知を進めていただくようお願いしたいと思います。

² 医療通訳活動の支援および医療多言語情報の提供に関する調査研究、普及啓発、関係機関への提言活動を行い、日本国内の日本語を母語としない市民に対する医療サービスの充実に寄与することを目的として2006年に設立された任意団体。

³ 日本学術振興会による科学研究費基盤B（19H0395）「周産期医療におけるダイバーシティフレンドリーヘルスケアプログラムの開発と評価」の助成を受け作成。

<https://rasc.jp/momandbaby/>

【2】外国人市民が安心して介護保険制度を利用し、サービスを受けることができるよう、事業者への啓発と制度の周知を図る。

- 1 介護・福祉従業者向けに多文化理解に関する研修を実施する。
- 2 介護・福祉従業者向けに〈やさしい日本語〉に関する研修を実施する。
- 3 「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語〉版を作成する。
- 4 「こんにちは介護保険です」の多言語版および〈やさしい日本語〉版の活用が進むよう、広報・周知を推進する。

【背景・理由】

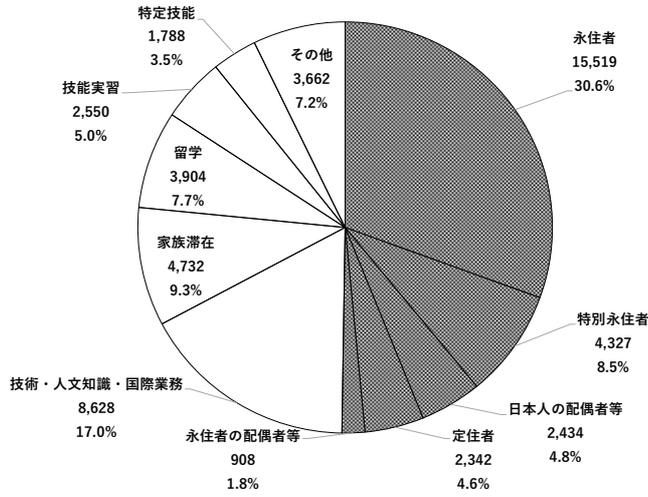
川崎市の外国人市民は、歴史的経緯から1980年代に入るまでは特別永住資格⁴を有する在日韓国・朝鮮籍の人が大半を占めていました。しかしながらその後、グローバル化の進展や1990年の入管法改正などを背景に、さまざまな国や地域から在留資格も多様な人々が来日し、川崎市に住むようになりました。

2023年12月末日現在の川崎市の外国人住民人口は50,794人ですが、そのうち永住資格を持つ人（永住者と特別永住者）は39.1%と約4割を占めます。さらに、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等といった定住傾向のある在留資格の人たちを加えると、その数は50.3%と約5割となり、外国人住民の半数に上ります。

外国人市民の増加と定住化が進む中で、現在、そして今後さらに重要なテーマとなってくる課題の1つに外国人市民の高齢化があります。2023年12月末日現在、高齢者である65歳以上の外国人住民人口は2,906人で、2010年12月末日現在と比べて約1,000人増加しています。外国人住民に占める65歳以上の割合は5.7%と低いものの、人数で見れば75歳以上の後期高齢者も1,028人おり、決して少ない数ではありません。

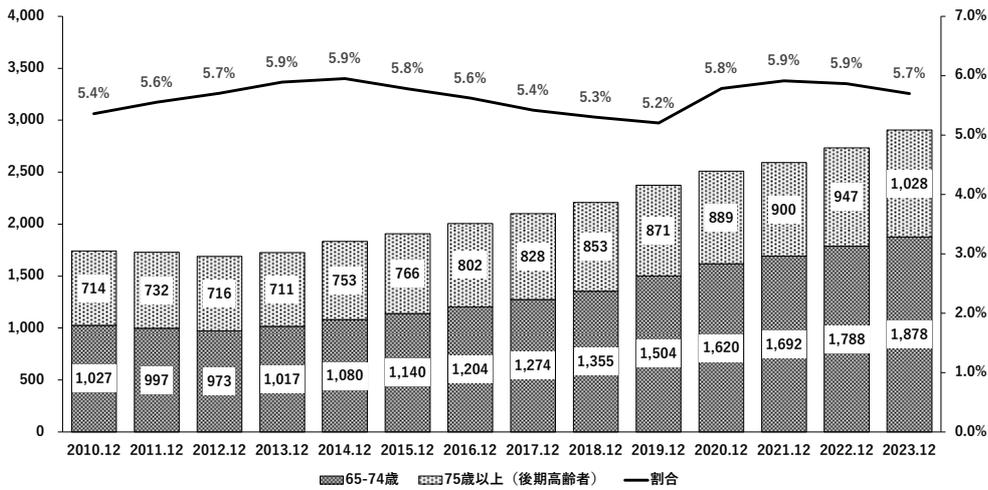
⁴ 第二次世界大戦終結以前から日本に居住する旧植民地（台湾および朝鮮）出身者およびその子孫に与えられる在留資格。1952年のサンフランシスコ平和条約の発効により、旧植民地出身者およびその子は日本国籍を失ったが、出入国管理令による在留資格が該当するものはなかったため、「別に法律に定めるところにより、（中略）引き続き本邦に在留することができる」とされた。その後、1965年の日韓地位協定により「協定永住」が生まれたが、それは「韓国籍」だけだった。1991年「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により、1992年に「特別永住者」に一本化された。

ざいりゅうしかくべつがいこくじんじんこう ねん がつまつじつげんざい
 在留資格別外国人人口（2023年12月末日現在）



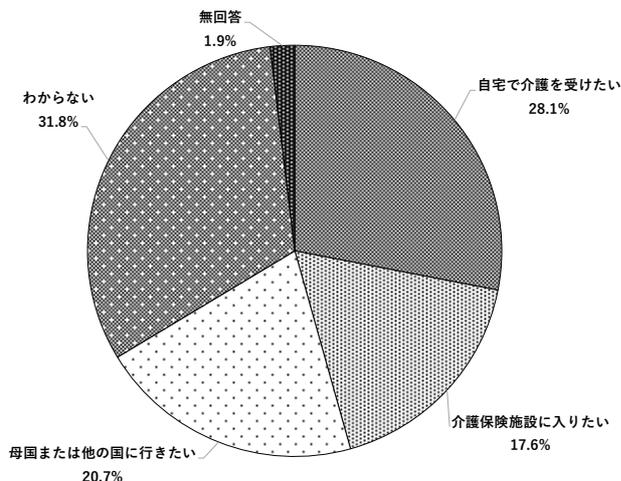
しゅつじょ かわさきしとうけいじょうほう
 出所：川崎市統計情報

がいこくじんこうれいしゃじんこう すいい ねん ねん かくねん がつまつじつげんざい
 外国人高齢者人口の推移（2010年～2023年：各年12月末日現在）



しゅつじょ かわさきしとうけいじょうほう
 出所：川崎市統計情報

介護が必要になったら、どこで介護を受けたいか (N=1,065)



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

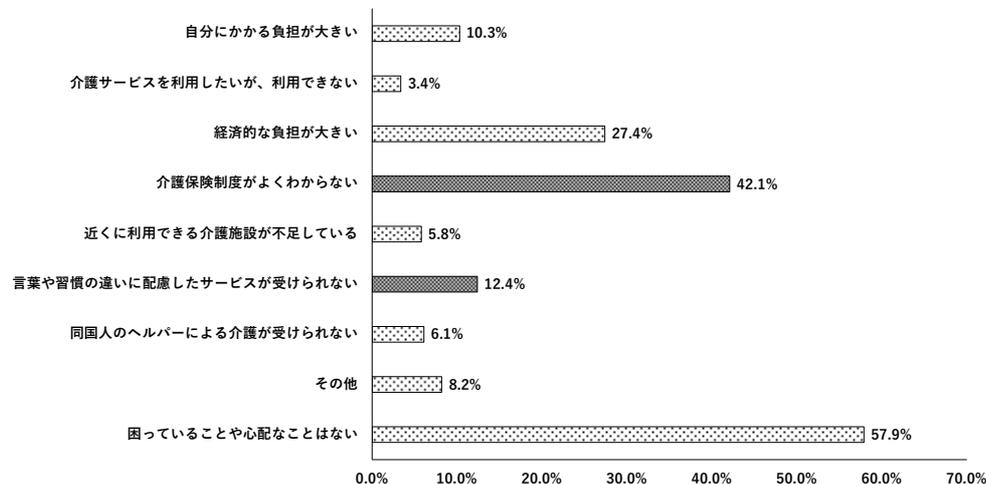
外国人市民は仕事をリタイアしたあとは、いずれは母国に帰って老後を過ごすのではないかとおぼわられているかもしれません。しかし、市が2019年に実施した「川崎市外国人市民意識実態調査」（以下、調査という。）では、「介護が必要になったら、どこで介護を受けたいか」という質問に対して、「自宅で介護を受けたい」が28.1%、「介護施設に入りたい」が17.6%となっており、2つをあわせると45.7%と約半数の人が日本で介護を受けることを希望していることがわかります。

日本では、2000年に介護保険制度が創設されましたが、外国人も日本人と同様に加入義務があります。介護保険制度は安心して老後を過ごすための大切な制度ですが、非常に複雑で、外国人市民にとって理解するのが難しい制度の1つです。先の調査結果でも「わからない」という回答がもっとも多かったように、外国人市民の中には明確なライフプランを持っていない人もおり、保険料を納めることの意義を十分に理解できていない人もいます。もし、制度の認知や理解が十分ではないために未納状態になってしまっていると、いざ介護が必要になったときにサービスを利用することができなくなってしまいます。

また、調査では「介護について困っていること、心配なこと」についてたずねたところ、本人または家族に介護サービスを受けている人の回答では、「介護保険制度がよくわからない」が42.1%、「言語や習慣の違いに配慮したサービスが受けられない」が12.4%という結果で、経済的な問題を除くと、制度に関する情報と言語や文化に関することに課題があ

ることがわかりました。

介護について困っていること、心配なこと（MA: 主なもの3つまで選択、N=380）



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

今後、ますます外国人市民の増加と定着化が進んでいく中で、老後を日本で迎える外国人市民も着実に増加していくことが予想されます。外国人市民にとって川崎市が老後も安心して暮らせる、住み続けたいまちであるためにも、上記の課題に対する市の取組が求められていると考えます。

以上から、私たちは次のことを市長に提言します。

1 多文化理解に関する研修の実施

外国人高齢者に介護サービスを提供する際には、文化や習慣の違いを理解することが重要です。もちろん、一口に外国人高齢者といっても、出身の国・地域や文化的なバックグラウンドも多様です。そのため、すべての人の希望に応え、そのニーズを満たすことは難しいと思います。ただし、異文化コミュニケーションにおいて重要なのは、相手のことを理解し、尊重しようとする気持ちや姿勢です。

たとえば、神奈川県では2021年度から多文化高齢者ネットワークかながわ（TKNK）⁵という団体がさまざまな活動をしているのですが、同団体の活動の中に多文化共生に関する理解を深めるための講座があります。多文化高齢者ネットワークかながわ（TKNK）は社会福祉や多文化ソーシャルワークといった現場での実践経験を持つ方たちで構成されていることから、多文化理解が介護や福祉の現場でも求められていることがわかります。私たちは川崎市でも介護や福祉に従事する人たちが異なる文化への理解を深める機会を得られるよう、介護・福祉従業者向けの研修メニューの中に多文化理解に関する研修を加えていただき、定期的に実施していただきたいと考えています。

2 〈やさしい日本語〉に関する研修の実施

外国人高齢者に介護サービスを提供する際には、文化や習慣の違いのほかに、言葉に関する配慮も重要です。とくに、外国人高齢者の場合、それまで日本語で問題なくコミュニケーションをとれていた人が急に日本語を理解できなくなったり、話せなくなってしまうたりする「母語返り」という現象が起こることがあるといわれています。母語返りの有無にかかわらず、外国人高齢者にとってもっとも望ましいのは母語でサービスを提供してもらえることかもしれませんが、実際にそれを実現することは難しいとも思います。機械翻訳を活用することも有効な方法の1つだと思いますが、ちょっとしたコミュニケーションをとる場合には、いちいち機械翻訳にかけるよりも〈やさしい日本語〉を活用の方が早くて手軽です。また、言葉に関する配慮は外国人高齢者だけに必要なものではありません。日本人の高齢者であっても、認知機能の低下に伴い言葉を理解することが難しくなる場合があります。市が2021年に策定（2023年改訂）した「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）では、〈やさしい日本語〉は「外国人

⁵ 横浜市を中心とする地域に在住する外国人やその子弟に、日本語指導と学校教科の補習指導をするボランティア団体として1988年に設立されたユッカの会が、神奈川県社会福祉協議会の令和3年度地域福祉活動支援事業協働モデル助成を受けて発足した、ボランティアをはじめ多職種・多領域のメンバーからなるネットワーク団体。神奈川に暮らす多文化の背景を持つ方たちと、言葉や文化、宗教の違いを超えて共に暮らしやすい地域づくりを目指して活動している。実態調査、多文化共生や「やさしい日本語」の理解を深めるための講座などの事業を実施し、多言語対応を含む高齢者支援に取り組んでいる。

<https://padlet.com/tknkyukka2021/tknk-bh4hgxs4jo6g.jb6>

だけではなく、子どもや高齢者、障害のある人たちにとっても有効だと」されており、〈やさしい日本語〉の活用が進むことは、外国人だけではなく日本人の高齢者にとっても有益なことだと思います。また、多文化高齢者ネットかながわ（TKNK）も、〈やさしい日本語〉に関する講座を実施しており、多文化理解と同様に〈やさしい日本語〉に関しても現場での活用が求められていることがわかります。

ただし、ガイドラインによれば、〈やさしい日本語〉は日本人なら誰でもすぐに使える（ようになる）というわけではありません。実際、ガイドラインではさまざまなポイントや工夫が紹介されていますが、私たち自身も〈やさしい日本語〉を使えるようになることは思っている以上に難しいという印象を受けました。そのため、私たちは介護や福祉に従事する人たちが〈やさしい日本語〉に関する知識をきちんと学び、そのうえで〈やさしい日本語〉の活用が進むよう、介護・福祉従業者向けの研修メニューの中に〈やさしい日本語〉に関する研修を加えていただき、定期的に実施していただきたいと思います。

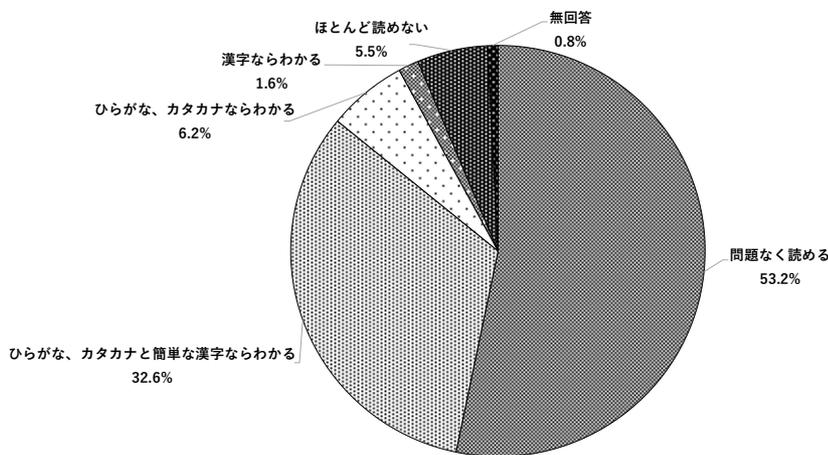
3 「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語〉版の作成

先に述べたとおり、調査では「介護について困っていること、心配なこと」をたずねたところ、もっとも多かった回答は「介護保険制度がよくわからない」でした。川崎市では、介護保険制度を解説したパンフレットとして「こんにちは介護保険です」を作成・発行しています。「こんにちは介護保険です」は、日本語のほか英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語で多言語版があります。また、定期的に情報のアップデートもされており、最新版は2022（令和4）年版となっています。多文化高齢者ネットかながわ（TKNK）のデータベースによれば、神奈川県内の自治体で介護保険制度の多言語版を作成しているのは川崎市と横浜市のみとなっており、川崎市の多言語化の取組は評価されるものだと思います。

しかしながら近年では、ベトナムやネパール、インドネシア、タイ、ミャンマーといった既存の多言語版だけでは対応できない国の人たちも大きく増加しています。外国人市民の増加と多様化が進む中で、まずはより多くの外国人市民に情報を伝えることが何より重要だと考えますが、すべての外国人市民の母語に対応することは困難です。調査では、

外国人市民の日本語能力についてたずねたところ、「問題なく読める」「ひらがな、カタカナと簡単な漢字ならわかる」「ひらがな、カタカナならわかる」を足すと92.0%となり、約9割の外国人市民が〈やさしい日本語〉であれば読んで理解することができるという結果になっています。また、すでに述べたとおり、〈やさしい日本語〉は外国人だけではなく、日本人にとっても有効なものです。それゆえ、多言語版の対応言語の増加に向けても検討しつつ、まずは「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語〉版を作成していただきたいと思えます。

外国人市民の日本語能力 <読む・わかる> (N=1,064)



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

4 「こんにちは介護保険です」の多言語版および〈やさしい日本語〉版の広報・周知

せっかく多言語版や〈やさしい日本語〉版を作成しても、それが外国人市民のもとに届いていなければ意味がありません。私たちも調査審議や代表者会議の活動をする中で、情報を伝えることの難しさについては痛感しています。それでも、より多くの外国人市民が介護保険制度への理解を深めることができるよう、「こんにちは介護保険です」の多言語版および〈やさしい日本語〉版のより一層の広報・周知に取り組んでいただきたいと思えます。

【3】外国人市民の多様な日本語学習のニーズに対応するための体制および環境の整備を推進する。

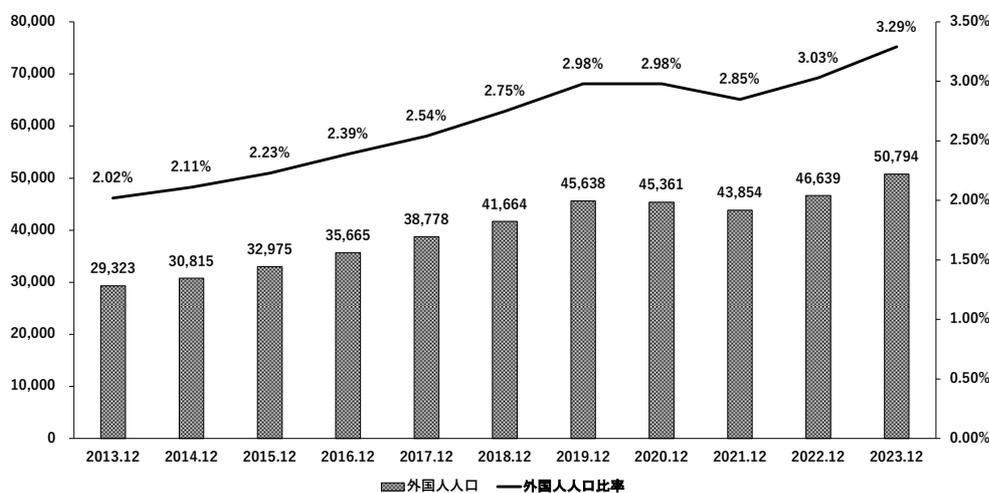
る。

- 1 「川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき、日本語学習のための体制および環境の整備を推進する。
- 2 学習機会の充実のため ICT（Information and Communication Technology）の活用を推進する。
- 3 外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するための調査を実施する。

【背景・理由】

2023年12月末日現在の川崎市の外国人住民人口は 50,794人で、人口比率は 3.29%となっています。コロナ禍で一時的に減少したものの、外国人住民人口はこの 10年間で約 21,000人増加しており、今後もますますの増加が見込まれます。

外国人住民人口の推移（2013年～2023年：各年12月末日現在）



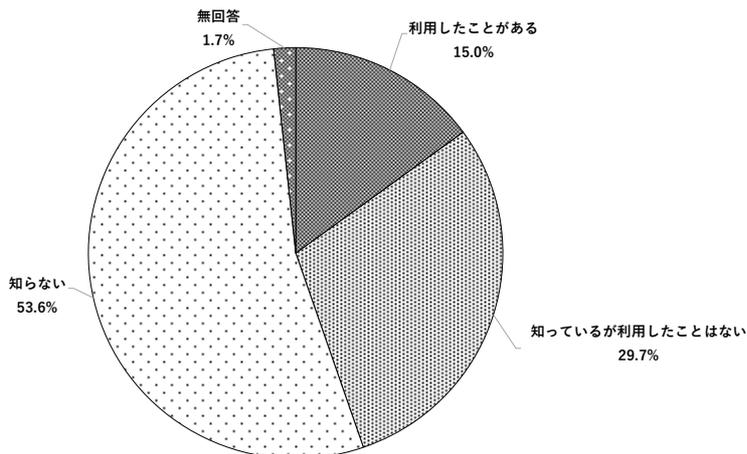
出所：川崎市統計情報

外国人市民が日本社会の中で、自立した市民として安全・安心に暮らすためには、日常生活を送るうえで必要となる日本語能力を身につけることが重要です。川崎市では、外国人市民が日常生活に必要な日本語を学ぶ場として、1980年代以来、川崎市ふれあい館、

教育文化会館、市民館において識字・日本語学級を開設・運営してきました。また、ほかにも国際交流センターでの日本語講座や市民グループによる活動など、外国人市民が日本語を学ぶことができるようにするための多様な取組が行われています。川崎市教育委員会・川崎市地域日本語連絡会が発行している「川崎市で日本語を勉強できる場所」によると、2023年9月28日現在、日本語ボランティアがサポートする日本語教室は市内で28クラスあります。また、そのほとんどは無料または数百円程度で学ぶことができ、地域の身近なところで日本語の勉強を始めたいと思う外国人市民にとって、その最初のステップに最適な場となっています。

しかし、市が2019年に実施した「川崎市外国人市民意識実態調査」(以下、調査という。)では、こうした活動を「利用したことがある」という人が15.0%と一定程度いる一方で、「知らない」という人が53.6%いました。「知らない」という人の中には日本語を学習したいと思っている人も一定数いると思われるので、識字・日本語学級のさらなる広報・周知が求められます。また、「知っているが利用したことはない」という人も29.7%いましたが、その中にはクラスの曜日や時間が決まっているため、通いたくても通えないという人もいると思われる。

識字・日本語学級の認知・利用度 (N=1,085)



出所：川崎市外国人市民意識実態調査 (2019)

もちろん、すべての外国人市民が日本語学習を必要としたり、望んだりしているわけで

はありますが、^{わたし} 私たちは^{にほんご} 日本語を^{がくしゅう} 学習したいと思っ^{おも} ている^{がいこくじんしみん} 外国人市民への^{がくしゅうきかい} 学習機会を^ふ 増やして^{おも} いてほしいと思っ^{おも} ています。また、^{がいこくじんしみん} 外国人市民の^{ぞうか} 増加と^{たようか} 多様化が^{すす} 進む中で、^{にほんご} 日本語の^{がくしゅう} 学習に^{もと} 求める^{にーず} ニーズも^{たようか} 多様化しています。も^{きほんてき} っとも^{せいかつ} 基本的なものは^{おく} 生活を送るう^{ひつよう} えで^{にほんご} 必要な日本語ですが、^{たか} より^{れべる} 高い^{にほんご} レベルの日本語や^{せんもんせい} 専門性の^{たか} 高い日本語を^{まな} 学びたいとい^{にーず} う^{きそん} ニーズもあります。既^{かつどう} 存の活動では^{かほ} カバーし^{にーず} きれない^{おも} ニーズもあるかと思っ^し ますが、市に^{たいよう} は^{にーず} できるだけ^{たいおう} 多様なニーズに^{たいせい} 対応する^{かんきよう} ための^{せいび} 体制や^{すす} 環境の整備を^{かんが} 進めて^{かんが} いただ^{かんが} きたいと思っ^{かんが} ています。

^{いじょう} 以上から、^{わたし} 私たちは^{つぎ} 次の^{しちょう} ことを^{ていげん} 市長に^{ていげん} 提言^{ていげん} します。

1 ^{にほんごがくしゅう} 日本語学習のための^{たいせい} 体制および^{かんきよう} 環境の^{せいび} 整備

^{がいこくじん} 外国人への^{にほんごきょういく} 日本語教育^{かん} に関しては、^{ねん} 2019年^{がつ} 6月に「^{にほんごきょういくすいしんほう} 日本語教育推進法^い」（以下、^{すいしんほう} 推進法とい^う。）が^{こうふ} 公布、^{しこう} 施行され、さら^{ねん} に、2020年^{がつ} 6月には^{どうほう} 同法に^{もと} 基づいて「^{にほんごきょういく} 日本語教育の^{すいしん} 推進に^{かん} 関する^{しきく} 施策を^{そうごうてき} 総合的かつ^{こうかてき} 効果的に^{すいしん} 推進する^{きほんてき} ための^{ほうしん} 基本的な^い 方針^{きほんてき}」（以下、^{ほうしん} 基本的な^{ほうしん} 方針とい^う。）が^{かくぎけつてい} 閣議決定される^{くに} など、^{にほんごきょういく} 国においても^{かんきようせいび} 日本語教育の^む 環境整備に^{とりくみ} 向けた^{ほんかくか} 取組が^{ほんかくか} 本格化し^て います。^{かわさきし} 川崎市でも、この^{すいしんほう} 推進法や^{きほんてき} 基本的な^{ほうしん} 方針^う を^{かわさきし} 受けて、^{かわさきし} 川崎市における^{にほんごきょういく} 日本語教育^の ための^{とりくみ} 取組を^{そうごうてき} 総合的かつ^{こうかてき} 効果的に^{すいしん} 推進する^{かわさきしちいき} ために「^{にほんごきょういくすいしんほうしん} 川崎市地域日本語教育推進方針^い」（以下、^{ほうしん} 方針とい^う。）の^{さくてい} 策定^む に向けて^{うご} 動いて^{がつ} おり、^{にち} 11月^{にち} 27日から^{げつかん} 12月^{げつかん} 27日までの¹ 1か月間、^{ほうしん} 方針^{あん} の案^{たい} に対する^{ぼぶりっく} パブリック^{こめんと} コメントも^{じっし} 実施^{じっし} されました。

^{ほうしん} 方針^{じつたい} では、^{かだい} 実態や^ふ 課題を^{とりくみ} 踏ま^{ほうこうせい} え^{しめ} たう^{しめ} えで^さ さまざまな^{ほうしん} 取組^{ほうこうせい} の^{しめ} 方向性^{しめ} が^{しめ} 示^{しめ} されていますので、^{ほうしん} 方針^{さくてい} が^{さくてい} 策定^{ほうしん} されたら、^{もと} ぜひ^{にほんごがくしゅう} 方針^{たいせい} に^{かんきよう} 基づいて^{せいび} 日本語^{せいび} 学習^{せいび} のための^{たいせい} 体制^{かんきよう} および^{せいび} 環境^{せいび} の^{せいび} 整備^{せいび} を^{すいしん} 推進^{おも} して^{おも} いて^{おも} いただ^{おも} きたいと思っ^{おも} ています。

2 ^{かつよう} ICT^{すいしん} の^{すいしん} 活用^{すいしん} の^{すいしん} 推進

^{ほうしん} 方針^{なか} の中^{たよう} でも、^{にーず} 多様な^{たいおう} ニーズに^{たいおう} 対応^{しゅだん} するための^{ひと} 手段^{ひと} の^{ひとつ} 1つとして^{かつよう} ICT^{かつよう} の^{かつよう} 活用^{かつよう} が^{あげられ} あげられ^て いた^て ましたが、^{わたし} 私^{ちようさしんぎ} たちの^{なか} 調査^{なか} 審議^{なか} の中^{なか} でも^{かつよう} ICT^{かつよう} を^{ちいき} 活用^{にほんご} すれば、^{まな} 地域^{まな} で^{まな} 日本語^{まな} を^{まな} 学び^{まな} たい^{まな} と^{まな} 思っ^{まな} ている^{まな} 外国人^{まな} 市民^{まな} にと^{まな} っ^{まな} て^{まな} 学習^{まな} 機会^{まな} の^{まな} 拡^{まな} 充^{まな} に^{まな} つ^{まな} なが^{まな} る^{まな} の^{まな} ではない^{まな} か^{まな} という^{まな} 意見^{まな} が^{まな} 多^{まな} 数^{まな} あり^{まな} ます。

^{じようほうつうしんぎじゆつ} 6 Information and Communication Technology (情報通信技術) の^{りやく} 略^{りやく} で、^{つうしんぎじゆつ} 通信^{つか} 技術^{ひと} を^{つか} 使^{ひと} っ^{ひと} て^{ひと} 人^{ひと} と^{ひと} が^{ひと} つ^{ひと} なが^{ひと} る^{ひと} 技術^{ひと} の^{ひと} こと^{ひと} を^{ひと} 表^{ひと} す。

くありました。先に述べたように、識字・日本語学級の存在は貴重な場である一方で、曜日や時間が合わずに通うことができない外国人市民もいると思います。しかし、たとえばリモート学習に対応したクラスがあれば、移動のための時間を必要としないので、学習の時間だけ確保すれば参加することができるようになります。また、リモートであってもクラスの時間に合わせる事が難しい人には、たとえば文化庁が作成している日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでの暮らし」などを活用すれば、空いている時間に自学自習で日本語を学ぶことができます。

外国人市民の中には、ICTの活用になじめない人や必要な環境が整っていない人もいます。ICTを活用すればすべての学習ニーズを満たせるというわけでもありません。それでも、ICTの活用は学習機会を拡充するための有効な方法の1つだと考えますので、ぜひ活用を進めていっていただきたいと思っております。

3 外国人市民の学習ニーズを把握するための調査

今回、市は方針を策定するにあたって日本語教育の実態や課題・ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施しました。また、方針策定後の連携の可能性やより詳細な現状の把握などを目的として、幅広い各種関連団体へのヒアリング調査も実施しています。しかしながら、今回の実態調査の対象は地域の日本語教室、日本語学習を含む学習支援教室、日本語学校、外国人雇用企業等となっており、学習者である外国人市民への調査は行われていません。

しかしながら今後、方針に基づいて日本語学習のための体制や環境を整備し、実際に取組を推進していく際には、学習者である外国人市民のニーズを把握することが欠かせないと思っております。なお、市は2014年と2019年に調査を実施していますが、外国人市民の構成や実態は5年という期間でも重要な変化が見られる部分もありますので、日本語学習のニーズに関しても定期的な調査が必要だと考えます。日本語の学習に対して、外国人市民がどのようなニーズや希望をもっているのかということ、ぜひ調査をとおして明らかにし、市の取組につなげていただきたいと思っております。

